

開催日時

平成30年12月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市北区茶屋町19番19号
アプローチタワー13階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※会場が昨年と異なっておりますので、
お間違えのないようご注意ください。

決議事項

議 案 取締役4名選任の件

第40回
定時株主総会
招集ご通知

証券コード 3187
平成30年12月7日

株 主 各 位

大阪市北区茶屋町19番19号
株式会社サンワカンパニー
代表取締役社長 山 根 太 郎

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年12月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番19号

アプロースタワー13階 会議室

（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項 第40期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役4名選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、当該事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 山根太郎<br>(昭和58年7月15日) | 平成20年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成26年4月 当社入社 商品部長<br>平成26年6月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                                               | 2,060,000株 |
| 2     | 津崎宏一<br>(昭和50年3月18日) | 平成10年4月 株式会社間組(現:株式会社安藤・間)入社<br>平成15年1月 株式会社ユーエスシー(現:株式会社UKCホールディングス)入社<br>平成28年10月 当社入社 管理部長兼経営企画部長兼人事部長<br>平成28年12月 当社取締役管理部長兼経営企画部長兼人事部長<br>平成29年11月 当社取締役副社長拠点事業部長兼管理部長(現任) | 一株         |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3         | こ すが まさ のぶ<br>小 菅 正 伸<br>(昭和31年1月20日) | 平成 5年 4月 関西学院大学商学部教授(現任)<br>平成 8年 4月 同大学大学院商学研究科博士課程前期<br>課程指導教授<br>平成11年 4月 同大学大学院商学研究科博士課程後期<br>課程指導教授<br>平成17年 4月 同大学大学院経営戦略研究科会計専門<br>職専攻教授<br>平成19年 4月 同大学入試部長<br>平成22年 4月 同大学商学部長<br>平成24年 3月 株式会社竹中工務店社外監査役<br>(現任)<br>平成26年 4月 関西学院大学副学長(現任)<br>同大学教務機構長<br>学校法人関西学院常任理事(現任)<br>平成27年12月 当社社外取締役(現任) | 一株                     |
| 4         | で ぐち はる あき<br>出 口 治 明<br>(昭和23年4月18日) | 昭和47年 4月 日本生命保険相互会社入社<br>平成 4年 4月 同社ロンドン事務所長<br>平成 7年 4月 同社国際業務部長<br>平成18年10月 ネットライフ企画株式会社<br>(現：ライフネット生命保険株式会<br>社) 設立 代表取締役社長<br>平成25年 6月 同社会長<br>平成29年 7月 当社入社 顧問<br>平成29年12月 当社社外取締役(現任)<br>株式会社グローバルグループ社外取締<br>役(現任)<br>平成30年 1月 立命館アジア太平洋大学学長(現任)<br>学校法人立命館副総長・理事(現任)                                | 一株                     |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小菅正伸氏及び出口治明氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

3. (1) 小菅正伸氏は、会計学を研究する大学教授としての長年にわたる豊富な知識と幅広い見識を有されており、その専門的知識と見識に基づき当社の監督機能の強化や、有益な助言をいただけることを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
  - (2) 出口治明氏は、業界は異なりますが、生命保険業界において、当社と同じインターネット通信販売のビジネスに関わられ、また、現在は立命館アジア太平洋大学の学長および学校法人立命館の副総長・理事として活躍されており、経営に関する豊富な経験と知見に基づいた適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 小菅正伸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年であります。また、出口治明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年であります。
  5. 当社は、小菅正伸氏及び出口治明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善を背景に、個人消費も底堅く推移するなど緩やかな回復傾向の動きがみられる一方で、政治的要因による海外経済の不確実性や国際金融市場の変動もあり、依然として不透明な状況で推移しております。

このような状況の中、当社は商品力の強化及び認知度の向上に対する取り組みを行うと同時に、海外展示会への出展等によりグローバルでのブランド価値の更なる向上に努めました。

まず、当社商品の企画・開発・品質面の強化を目的に、当事業年度より外部顧問を招聘し、新商品の企画段階における市場調査から製造時の品質管理、発売時の商品戦略に至るまで、各過程についての抜本的な見直しを行いました。併せて、既存商品につきましてもクレーム発生原因の分析やクレーム削減に向けた対策を進めました。

また、平成30年1月に当社5つ目の拠点であり東北地方初となるショールームを仙台にオープンし、敷地面積約77坪と当社全拠点の中で最も小さな展示スペースではありますが、市内中心部という立地の良さを武器に集客を伸ばしております。

海外事業においては、平成30年4月にミラノサローネ国際家具見本市にて開催された「エウロクチャーナ2018」に出展し、出展企業の中から最も優れた展示をした企業を表彰する「ミラノサローネ・アワード」を日本企業として初めて受賞いたしました。これにより、国内外のメディアに取り上げられる機会が飛躍的に増え、インターネットでの検索回数が過去最高で推移するなど、ブランディングによる認知度向上及び潜在顧客の発掘についても一定の効果が確認できました。

また、アジア市場への展開としては、平成30年3月に中国の現地法人と販売代理店契約を締結し、当社オリジナル商品を中心とした住宅設備の販売取引を開始いたしました。現地では、代理店により当社商品を展示するショールームの開設準備が進められております。

一方で、持続的な成長を見据えた新卒採用、また、事業拡大に向けた即戦力の確保といった、経営基盤強化のための人材への投資にも注力いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高9,329百万円（前期比6.8%増）、営業利益37百万円（前期比80.2%減）、経常利益40百万円（前期比78.1%減）、当期純利益16百万円（前期比90.7%減）となりました。

なお、当社は、建築資材のインターネット通信販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は130百万円で、その主なものは仙台ショールームの新設（71百万円）であります。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行3行と締結しております。

なお、当事業年度末における当該契約に基づく借入実行残高は400百万円であります。

#### ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成30年9月20日付で関連会社であった睿信三輪股份有限公司の全株式を譲渡いたしました。



## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 37 期<br>(平成27年 9月期) | 第 38 期<br>(平成28年 9月期) | 第 39 期<br>(平成29年 9月期) | 第 40 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年 9月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 7,196,690             | 8,201,066             | 8,737,611             | 9,329,518                        |
| 経 常 利 益(千円)     | 458,086               | 307,781               | 185,554               | 40,561                           |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 322,294               | 180,410               | 182,915               | 16,961                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 20.21                 | 11.29                 | 11.45                 | 1.06                             |
| 総 資 産(千円)       | 4,140,178             | 4,175,243             | 4,211,879             | 4,118,237                        |
| 純 資 産(千円)       | 1,772,452             | 1,891,811             | 2,083,724             | 1,801,192                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 111.12                | 118.40                | 128.89                | 114.03                           |

- (注) 1. 当社は、平成26年7月14日開催の取締役会で、連結子会社であったSANWA COMPANY HUB PTE. LTD.の事業の一時休止を決議し、当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外したため、第37期につきましては連結計算書類を作成しておりません。また、第38期につきましては、平成26年10月3日付で新たに設立した株式会社サンワカンパニーPLUS(平成27年11月20日付で株式会社アーキナビより商号変更)の重要性が増してきたことにより、連結計算書類を作成しておりましたが、平成29年4月1日付で連結子会社であった同社を吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第39期より連結計算書類を作成しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する建築業界における今後の見通しは厳しく、また、業界内における競争の激化は続くと思われるものの、当社の事業規模に比してこの業界の市場規模は巨大であり、その中において当社はまだまだ認知されているとはいえ存在であることから、収益獲得の余地は大いにあると考えております。

このような状況の中、当社は以下のような課題に継続的に取り組むことで、収益の拡大を推進したいと考えております。

##### ① オリジナル商品の拡充

当社は当事業年度、商品の企画・開発・品質面の強化を目的に、外部顧問を招聘し、新商品の企画段階における市場調査から製造時の品質管理、発売時の商品戦略に至るまで、各過程についての抜本的な見直しを行いました。併せて、既存商品につきましてもクレーム発生原因の分析やクレーム削減に向けた対策を行い、更なる魅力のある商品を開発し提供するとともにクレームの削減により、当社商品をお使いになる全てのお客様に喜んでいただけるよう努めてまいります。

また、輸出品においては当社が日本国内において独占的に販売できる関係を仕入先との間で構築し、国内調達商品においては意匠的に独創性の高い商品を引き続き投入してまいります。更には、家具やデザイン家電といった周辺領域へも商品ラインナップを拡充し、お客様の目的に合わせた住空間のコーディネートを当社がトータルにプロデュースできる品揃えを目指してまいります。

##### ② 海外展開の推進

当社の事業規模に対して市場規模は巨大といえますが、日本国内における住宅着工件数が下がっていき中、国内のみの事業ではいずれかの時期に成長の鈍化・停滞が起こると考えております。そのため、オリジナリティと適正価格を併せ持つ自社開発商品の強みを生かし、ヨーロッパ及びアジアを中心とした海外での販売に向け、海外の見本市や展示会に出展するほかビジネスパートナーとの協業を行うなど、エリア特性に応じた事業展開を行ってまいります。

##### ③ 価格競争力の追求

インターネット通信販売の強みを生かして、既存の商流、流通を経由しないことによって獲得できる価格競争力を今後も維持したいと考えております。

また、調達価格低減のため、単一の商品を複数の仕入れ先で生産できるようにするなど、常にコストダウンや適正な在庫量を意識して業務を推進してまいります。

#### ④ 周辺サービスの拡充

当社は、住宅設備及び建築資材を網羅的に取り扱っておりますが、お客様からは商品販売に留まらない設計や施工まで含めたサービスに対するご要望があります。この状況に対し、当社商品が採用された物件の設計に係るコンサルティングや、全国の施工業者ネットワークを利用した工事会社紹介サービスの実施により、適正かつ透明性の高い価格での周辺サービスの充実に努めてまいります。

#### ⑤ 知名度の向上

当社は現在、東京、大阪、仙台、名古屋、福岡にショールームを設置しており、これらショールームは全て市内中心部の好立地にあり、アクセスの良い場所に展示施設を開設することで認知度を高め、お客様との接点を増やしてまいります。また、潜在顧客に対しては各種メディアを使い分けブランド認知を高めると同時に、既存顧客に対してはカタログ送付やメルマガ配信によりリピート率の向上とロイヤルカスタマーの育成を図ってまいります。

#### ⑥ 組織体制の強化

当社は、これまで比較的小規模な組織で運営されており、内部管理体制もこれに応じたものとなっておりましたが、今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実に努めてまいります。また、必要に応じて外部顧問による助言を受けるなど、経営基盤の強化及び商品企画・開発・品質面と商品販売体制の更なる強化を図ってまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成30年9月30日現在）

当社はウェブサイトにおいて、設計事務所、施工会社及び施主向けに建築資材のインターネット通信販売を行っております。

### (6) 主要な営業所等（平成30年9月30日現在）

| 名 称         | 所 在 地                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 本 社         | 大阪市北区茶屋町19番19号 アプローチタワー21階                                  |
| 営業所（ショールーム） | 東京（東京都港区） 大阪（大阪市北区）<br>仙台（仙台市青葉区） 名古屋（名古屋市東区）<br>福岡（福岡市博多区） |

(注) 仙台ショールームは平成30年1月19日付で新設いたしました。

(7) **使用人の状況** (平成30年9月30日現在)

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 140 (62) 名 | 20名増 (6名減) | 37.6歳 | 3.8年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成30年9月30日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 283,310千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 200,000   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 100,000   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 95,500    |
| 株式会社りそな銀行    | 70,000    |
| 日本生命保険相互会社   | 40,000    |
| 株式会社池田泉州銀行   | 15,000    |

(注) 1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行3行と締結しております。  
2. 当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は400百万円であります。  
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 15,795,500株 (自己株式398,800株を除く)  
 (3) 株主数 4,415名 (前期末比1,131名増)  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|------------|---------|
| 山 根 太 郎                                 | 2,060,000株 | 13.0%   |
| 山 根 良 太                                 | 2,060,000  | 13.0    |
| 山 根 ア セ ッ ト 株 式 会 社                     | 1,700,000  | 10.8    |
| 渡 辺 パ イ プ 株 式 会 社                       | 791,946    | 5.0     |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S | 636,800    | 4.0     |
| 寺 田 英 司                                 | 595,000    | 3.8     |
| 山 根 知 子                                 | 405,000    | 2.6     |
| 橘 か お り                                 | 320,000    | 2.0     |
| 株 式 会 社 エ バ ・ ハ ウ ジ ン グ                 | 300,000    | 1.9     |
| 中 山 裕 美 子                               | 170,000    | 1.1     |

- (注) 1. 当社は自己株式を398,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得対象株式の種類 当社普通株式  
 イ. 取得した株式の総数 398,800株  
 ウ. 取得価額 145,562,000円  
 エ. 取得日 平成30年5月15日  
 オ. 取得理由

平成29年12月27日開催の定時株主総会で任期満了により退任した元役員からの売却の意向を受け、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、当該株式を自己株式として取得することといたしました。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                      | 第 4 回 新 株 予 約 権                   |          |
|--------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------|----------|
| 発 行 決 議 日                                  |                      | 平成25年4月8日                         |          |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                      | 2,827個                            |          |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         |                      | 普通株式                              | 282,700株 |
|                                            |                      | (新株予約権1個につき                       | 100株)    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない               |          |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                      | 新株予約権1個当たり                        | 7,300円   |
|                                            |                      | (1株当たり                            | 73円)     |
| 権 利 行 使 期 間                                |                      | 平成27年5月1日から<br>平成34年4月30日まで (注) 1 |          |
| 行 使 の 条 件                                  |                      | (注) 2                             |          |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く。) | 新株予約権の数                           | 一個       |
|                                            |                      | 目的となる株式数                          | 一株       |
|                                            |                      | 保有者数                              | 一名       |
|                                            | 社 外 取 締 役            | 新株予約権の数                           | 一個       |
|                                            |                      | 目的となる株式数                          | 一株       |
|                                            |                      | 保有者数                              | 一名       |
|                                            | 監 査 役                | 新株予約権の数                           | 600個     |
|                                            |                      | 目的となる株式数                          | 60,000株  |
|                                            |                      | 保有者数                              | 3名       |

(注) 1. 権利行使期間開始日を平成27年5月1日から平成29年5月1日に変更しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1)新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、当社の取締役又は監査役及び当社の使用人いずれの身分とも喪失した場合等、「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とする。

(2)その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 平成30年9月30日現在において交付時より新株予約権の数が13,328個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
- ・退職による減少分11,165個
  - ・権利行使による減少分2,163個

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

- (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年9月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                 |
|---------------|---------|---------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 山 根 太 郎 |                                                         |
| 取 締 役 副 社 長   | 津 崎 宏 一 | 拠点事業部長兼管理部長                                             |
| 取 締 役         | 小 菅 正 伸 | 関西学院大学 副学長<br>学校法人関西学院 常任理事<br>株式会社竹中工務店 社外監査役          |
| 取 締 役         | 出 口 治 明 | 立命館アジア太平洋大学 学長<br>学校法人立命館 副総長・理事<br>株式会社グローバルグループ 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 栄 秀 人   |                                                         |
| 監 査 役         | 楠 山 宏   | 楠山法律事務所 所長                                              |
| 監 査 役         | 児 玉 文 人 | 児玉会計・鑑定事務所 所長<br>センコー・プライベートリート投資法人 監督役員                |

- (注) 1. 取締役小菅正伸及び出口治明の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役栄秀人、楠山宏及び児玉文人の各氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役児玉文人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### 4. 当事業年度中の取締役の異動

- (1)代表取締役山根太郎氏は、当事業年度当初はオペレーション部長兼商品部長でしたが、平成30年2月1日付でオペレーション部長の、平成30年8月1日付で商品部長の任を退きました。また、同氏は平成30年9月20日付で睿信三輪股份有限公司の董事を辞任いたしました。
- (2)取締役津崎宏一氏は、平成29年10月1日付で管理部長から拠点事業部長兼管理部長に、平成29年11月1日付で取締役から取締役副社長に就任いたしました。また、同氏は平成30年9月20日付で睿信三輪股份有限公司の董事を辞任いたしました。
- (3)平成29年12月27日開催の定時株主総会において、出口治明氏は、新たに当社社外取締役として選任され、就任いたしました。
- (4)平成29年12月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役荒砂康行氏および原野繁之氏は任期満了により退任いたしました。また、荒砂康行氏は平成29年11月23日付で睿信三輪股份有限公司の監察人を辞任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|--------------------|-----------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2) | 100,717千円<br>(8,377) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 12,000<br>(12,000)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9<br>(5)  | 112,717<br>(20,377)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、平成29年12月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
  3. 平成29年12月27日開催の第39回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額5億円以内（うち社外取締役は年額2億円以内）、監査役の報酬限度額は、年額2億円以内、また、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額5億円以内（うち社外取締役は年額2億円以内）と決議いただいております。その決議の範囲内で、各取締役の報酬額は当社の業績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮して取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。
  4. 当事業年度においては、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の支払いはなく、取締役の報酬等の額には当該債権の額は含まれておりません。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役小菅正伸氏は関西学院大学副学長、学校法人関西学院常任理事及び株式会社竹中工務店社外監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役出口治明氏は立命館アジア太平洋大学学長、学校法人立命館副総長・理事及び株式会社グローバルグループ社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役楠山宏氏は楠山法律事務所所長を兼務しており、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役児玉文人氏は児玉会計・鑑定事務所所長及びセンコー・プライベートリート投資法人監督役員を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席状況及び発言状況                                                                                                              |
|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 小菅正伸 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。会計学を研究する大学教授である専門的見地から、当社の監督機能に関する助言・提言を行っております。                                      |
|       | 出口治明 | 平成29年12月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験とインターネット通信販売ビジネスについての高い知見を有されており、当社の経営体制に関する助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 栄秀人  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。企業法務・総務分野における高度な専門知識と豊富な経験を活かし、経営全般の監督に関する助言・提言を行っております。                |
|       | 楠山宏  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士である専門的見地から、コンプライアンス、内部統制に関する助言・提言を行っております。                           |
|       | 児玉文人 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士である専門的見地から、計算書類等の適法性・妥当性に関する助言・提言を行っております。                         |

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役小菅正伸及び社外取締役出口治明、並びに社外監査役楠山宏及び児玉文人の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日付で名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積の算定根拠等について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断したため、上記金額に同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、「コンプライアンス基本方針」を定めるほか、コンプライアンスに関する諸規程を整備し、周知徹底を図る。
- ②社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- ③コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を横断的に統括する。また、内部監査担当部署を設置し、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- ④各部署責任者は、当該各部署で法令、社内規程等の遵守体制を維持向上する責を負う。また、各部署にコンプライアンス委員会委員を兼ね、コンプライアンス活動を推進するコンプライアンス推進者を置く。
- ⑤役員及び使用人がコンプライアンス上の問題点について報告できる通報制度を設置し、内部受付窓口及び外部受付窓口（法律事務所）を定める。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ⑥反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、毅然とした態度で排除する。
- ⑦金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を制定し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従いこれらを保存、管理する。
- ②取締役の職務執行に係る上記文書等は、取締役及び監査役の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社を取り巻く様々なリスクに対して管理・対応できるよう「リスク管理規程」を制定する。
- ②社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、全社のリスクマネジメントを行う。
- ③コンプライアンス担当部署を設置し、リスク管理活動を横断的に統括する。
- ④必要に応じ様々なリスクに対応したリスク管理分科会を設置し、各分科会責任者を任命する。  
各リスク管理分科会は、各担当リスクの管理に関わる課題、対応策を審議し、責任を持って対応する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を原則毎月1回開催する。
- ②業務執行取締役は、「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づき業務を担当し執行する。
- ③中長期的な視野に立った経営計画を定期的に策定する。この経営計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部署において目標達成に向け具体策を実行する。
- ④業務執行取締役及び各部署責任者をもって構成する全社会議を定期的に開催し、経営計画の実行について情報を共有するとともに、進捗状況のフォローを行う。

### (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
「関係会社管理規程」を設け、子会社における様々な事項について、当社に報告する体制を整備する。また、子会社管理を行う専任の組織を設置し、当社の取締役会において、子会社の月次報告を行う。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「関係会社管理規程」及び「リスク管理規程」等を設け、子会社における損失の発生を含む様々なリスクを当社でもマネジメントできる体制を整備する。  
また、当社の取締役会で行われる子会社の月次報告において、様々なリスクをマネジメントする。さらに、子会社自身でもリスク管理に関する基準を設け、リスクをマネジメントする体制を整備する。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「関係会社管理規程」等を設け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。また、子会社自身では、取締役等が効率的に職務を執行できるよう「職務分掌規程」等を設け業務を分担し、業務を執行する。

- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス基本方針」を掲げ、企業集団としてグループ全体のコンプライアンス体制の維持・向上を図る。また、通報制度として設置した外部受付窓口（法律事務所）へは、子会社の使用人等からの通報も可能とする。

グループ各社の規模等に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の監査役及び内部監査担当部署が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することとする。

#### (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役を補助するため内部監査担当部署に兼任の使用人を配置する。
- ②監査役を補助する使用人の任命・異動・人事評価等は、監査役の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。
- ③監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い、監査役の職務を補助する。
- ④監査役を補助する使用人は、監査役を補助する職務に関して業務執行取締役からの指揮命令を受けない。なお、監査役を補助する使用人は、監査役から指示された事項を最優先して実施する。

#### (7) 監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告するものとする。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
- ③代表取締役は、業務執行取締役の選解任又は辞任並びにその報酬について、監査役に適宜適切に報告を行う。
- ④業務執行取締役は、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じたときは、自ら又は関係部署責任者により、直ちに監査役に報告を行う。
- ⑤監査役は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ⑥監査役は、子会社に赴き、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

⑦当社グループの役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社の通報制度を使用しないで、監査役に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

**(8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ①監査役の職務の執行に必要な費用は、すべて毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
- ②監査役は、必要により独自に外部専門家等を活用することができ、この場合の費用は当社が負担する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、効果的な監査を実施できるよう内部監査担当部署及び内部統制担当部署との連携を図る。
- ②監査役は、毎年監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
- ③監査役は、取締役会又はその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
- ④監査役は、代表取締役及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

## **7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

**(1) リスクマネジメントに対する取組**

リスクマネジメントにつきましては、「リスク管理規程」に基づき、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と適切かつ迅速な対応ができるよう統括的なリスク管理を行っております。その一環で、災害対策として、使用人やその家族の安否確認システムや備蓄品等の整備を進めております。

また、製品安全・品質、事故等が発生した場合の対応のため、「苦情・クレーム処理マニュアル」に基づき、研修を適宜実施し、周知徹底を行っております。実際に発覚した商品不良に対しては商品担当を中心に、関係部署が社内横断的に対策チームを組成、迅速な対応を実施しております。



## (2) コンプライアンスに対する取組

コンプライアンスにつきましては、「コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法務リスクを含むリスク全般について、課題・対応策を検討いたしました。その状況につきましては、取締役会に報告し協議を行うなど、全般的なリスクの管理強化に取り組んでおります。

また、取引先との公正で透明な取引のため、取引先に対するコンプライアンスアンケートを実施し、取引状況を確認しました。社内では、使用人のコンプライアンス意識向上の目的に、部署別に設定したテーマでコンプライアンス研修を実施した他、社内報等を利用し、全使用人に対し内部通報制度の外部受付窓口（法律事務所）の周知を図りました。

## (3) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組

毎月開催される取締役会には監査役が、役員会議には常勤監査役が出席し、業務の意思決定及びその執行状況について、法令等の違反がないかなどのチェックを行っております。また、監査役監査を定期的実施し、取締役会及び代表取締役等に対して監査報告を行っております。上記の内容は対象部署にフィードバックし、指摘事項の改善状況について報告することを求めています。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績の進展等を勘案しながら利益還元を努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。

なお当社は、会社法第459条第1項に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めております。株主の皆様への利益還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向に応じた柔軟な対応を行っていく所存ではありますが、現時点において毎事業年度における配当の回数についての方針及び具体的な実施時期等は未定であります。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。



# 貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,612,672</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,993,064</b> |
| 現金及び預金          | 954,513          | 買掛金            | 626,892          |
| 売掛金             | 577,613          | 短期借入金          | 400,000          |
| 商品              | 768,891          | 1年内返済予定の長期借入金  | 241,842          |
| 未着商品            | 27,542           | 未払金            | 184,323          |
| 貯蔵品             | 31,019           | 未払費用           | 52,260           |
| 前渡金             | 143,443          | 未払消費税等         | 46,725           |
| 前払費用            | 43,426           | 前受金            | 356,949          |
| 繰延税金資産          | 45,592           | 預り金            | 18,311           |
| 未収還付法人税等        | 11,311           | 賞与引当金          | 45,703           |
| その他の            | 9,319            | ポイント引当金        | 12,441           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,505,564</b> | その他の           | 7,614            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>728,430</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>323,980</b>   |
| 建物              | 664,983          | 長期借入金          | 161,968          |
| 工具、器具及び備品       | 60,725           | 資産除去債務         | 160,012          |
| 土地              | 749              | 長期預り保証金        | 2,000            |
| 建設仮勘定           | 1,971            | <b>負債合計</b>    | <b>2,317,045</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>309,105</b>   | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 特許権             | 113              | <b>株主資本</b>    | <b>1,801,192</b> |
| 商標権             | 7,142            | 資本金            | 398,922          |
| 意匠権             | 3,200            | 資本剰余金          | 348,922          |
| ソフトウェア          | 298,649          | 資本準備金          | 348,922          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>468,028</b>   | <b>利益剰余金</b>   | <b>1,198,908</b> |
| 関係会社株式          | 0                | その他利益剰余金       | 1,198,908        |
| 関係会社長期貸付金       | 133,000          | 繰越利益剰余金        | 1,198,908        |
| 差入保証金           | 433,268          | <b>自己株式</b>    | <b>△145,562</b>  |
| 繰延税金資産          | 24,824           | <b>純資産合計</b>   | <b>1,801,192</b> |
| その他の            | 9,935            | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,118,237</b> |
| 貸倒引当金           | △133,000         |                |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,118,237</b> |                |                  |

# 損益計算書

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 9,329,518 |
| 売上原価         | 6,065,533 |
| 売上総利益        | 3,263,984 |
| 販売費及び一般管理費   | 3,226,241 |
| 営業利益         | 37,743    |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 38        |
| 受取替差益        | 4,020     |
| 受取手数料        | 292       |
| 受取保険金        | 1,265     |
| 受取物売却益       | 1,425     |
| その他          | 1,751     |
| 営業外費用        | 175       |
| 支払利息         | 3,615     |
| 支払手数料        | 2,535     |
| 特別利益         | 40,561    |
| 固定資産売却益      | 6         |
| 投資有価証券売却益    | 106,683   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 2,096     |
| 関係会社株式評価損    | 106,031   |
| 関係会社株式売却損    | 13,406    |
| 税引前当期純利益     | 25,717    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,693     |
| 法人税等調整額      | 63        |
| 当期純利益        | 16,961    |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年10月1日から  
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         |                     |           |          | 株 主 資 本 計 |
|-------------------------|---------|-----------|---------|---------------------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金           |           | 自 己 株 式  |           |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金計  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金計    |          |           |
| 当 期 首 残 高               | 397,915 | 347,915   | 347,915 | 1,262,781           | 1,262,781 | -        | 2,008,611 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額       |         |           |         |                     |           |          |           |
| 新 株 の 発 行               | 1,007   | 1,007     | 1,007   |                     |           |          | 2,014     |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |         | △80,833             | △80,833   |          | △80,833   |
| 当 期 純 利 益               |         |           |         | 16,961              | 16,961    |          | 16,961    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |         |                     |           | △145,562 | △145,562  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |         |                     |           |          |           |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,007   | 1,007     | 1,007   | △63,872             | △63,872   | △145,562 | △207,419  |
| 当 期 末 残 高               | 398,922 | 348,922   | 348,922 | 1,198,908           | 1,198,908 | △145,562 | 1,801,192 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 75,112           | 75,112         | 2,083,724 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額       |                  |                |           |
| 新 株 の 発 行               |                  |                | 2,014     |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                | △80,833   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                | 16,961    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                | △145,562  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △75,112          | △75,112        | △75,112   |
| 事業年度中の変動額合計             | △75,112          | △75,112        | △282,531  |
| 当 期 末 残 高               | -                | -              | 1,801,192 |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年11月15日

株式会社サンワカンパニー  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平岡義則 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 入山友作 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンワカンパニーの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査を担当する部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月19日

株式会社サンワカンパニー 監査役会

常勤監査役 栄 秀 人 ㊟

社外監査役 楠 山 宏 ㊟

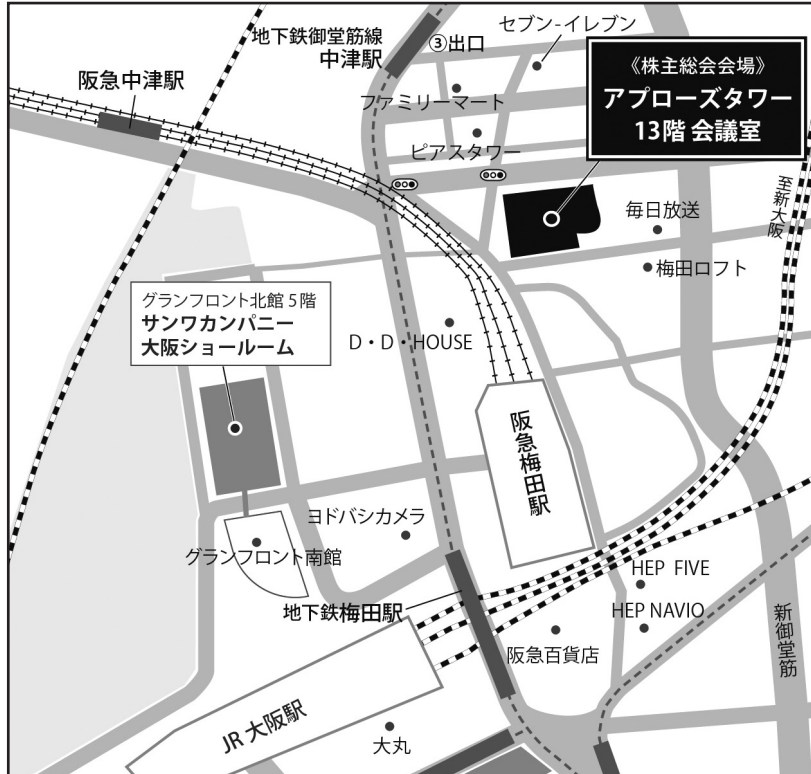
社外監査役 児 玉 文 人 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区茶屋町19番19号  
アプローズタワー13階 会議室  
TEL 06-6377-5577

※会場が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通 阪急電車「梅田」駅 茶屋町口から 徒歩約3分  
地下鉄御堂筋線「中津」駅 3号出口から 徒歩約4分  
地下鉄御堂筋線「梅田」駅 徒歩約7分  
JR線「大阪」駅 御堂筋北口から 徒歩約8分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。



# 法令及び定款に基づく インターネット開示事項

## 個別注記表

第40期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）

株式会社サンワカンパニー

「個別注記表」につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://info.sanwacompany.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、未着商品、貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ ポイント引当金

販売促進を目的として顧客に付与したポイントの将来の使用に伴う費用発生に備え、当事業年度末において、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 424,333千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |         |
|------------|---------|
| 営業取引による取引高 | 1,207千円 |
| 売上高        | 1,207千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 292千円   |
| 受取手数料      | 292千円   |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,194,300株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 398,800株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|---------------------|-------|----------|----------|------------|-------------|
| 平成29年11月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 80,833千円 | 5円       | 平成29年9月30日 | 平成29年12月28日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議                  | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|---------------------|-------|-------|----------|----------|------------|-------------|
| 平成30年11月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 47,386千円 | 3円       | 平成30年9月30日 | 平成30年12月28日 |

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 282,700株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 繰延税金資産(流動)   |                  |
| 未払事業税        | 1,816千円          |
| 商品評価損        | 22,039千円         |
| 賞与引当金        | 14,081千円         |
| 未払社会保険料      | 2,005千円          |
| ポイント引当金      | 3,833千円          |
| その他          | 1,816千円          |
| 繰延税金資産合計(流動) | <u>45,592千円</u>  |
| 繰延税金資産(固定)   |                  |
| 貸倒引当金        | 40,671千円         |
| 資産除去債務       | 48,931千円         |
| 子会社株式評価損     | 15,319千円         |
| 繰延税金資産小計(固定) | <u>104,922千円</u> |
| 評価性引当額       | <u>△55,990千円</u> |
| 繰延税金資産合計(固定) | <u>48,931千円</u>  |
| 繰延税金資産合計     | <u>94,524千円</u>  |
| <br>         |                  |
| 繰延税金負債       |                  |
| 資産除去債務       | <u>24,107千円</u>  |
| 繰延税金負債合計     | <u>24,107千円</u>  |
| 繰延税金資産の純額    | <u>70,417千円</u>  |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しており、また資金調達については銀行借入もしくは社債の発行により調達する方針であります。

#### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、事業所の賃借に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ、信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、与信管理基準に則り、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、ファクタリングの利用により信用リスクの低減に努めております。

差入保証金については、取引先の状況をモニタリングし、財政状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

##### ロ、市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替変動のリスクに対しては、為替の状況を逐一確認し、必要に応じて為替予約の実行ないし外貨を取得し、そこから外貨決済を行うことで対応しております。

金利変動のリスクに対しては、借入金について、固定金利での調達を行うことで対応しております。

##### ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクに対しては、随時資金繰計画を作成及び更新して常に手元流動性の状況を把握するとともに、常に当座貸越枠に余剰を確保しておくことで将来の流動性リスクに対応しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金   | 954,513   | 954,513   | －       |
| (2) 売掛金      | 577,613   | 577,613   | －       |
| (3) 差入保証金    | 300,880   | 221,883   | △78,996 |
| 資産計          | 1,833,007 | 1,754,010 | △78,996 |
| (1) 買掛金      | 626,892   | 626,892   | －       |
| (2) 未払金      | 184,323   | 184,323   | －       |
| (3) 短期借入金    | 400,000   | 400,000   | －       |
| (4) 長期借入金(*) | 403,810   | 357,914   | △45,895 |
| 負債計          | 1,615,025 | 1,569,129 | △45,895 |

(\*) 1年内返済予定の長期借入金は「(4) 長期借入金」に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 0        |
| 差入保証金  | 132,387  |

差入保証金のうち上記金額は、償還予定時期が明確でなく、将来キャッシュ・フローの発生時点を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 差入保証金」には含めておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の名称                               | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目                   | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------------------------|---------------------|---------------|------|--------------|----------------------|--------------|
| 子会社 | SANWA<br>COMPANY<br>HUB<br>PTE. LTD. | 所有<br>直接100%        | 資金の援助         | —    | —            | 関係会社<br>長期貸付金<br>(注) | 133,000      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) SANWA COMPANY HUB PTE. LTD. への貸付金に対し、133,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、事業の一時休止を勧告して、無利息としております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 114円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 1円06銭   |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 1円04銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。